

## 新型コロナウイルス感染症による影響への対応

市では、新型コロナウイルス感染症が市民の生活や市内事業者の経済活動に影響を及ぼしていることを踏まえ、昨年度から国や県による各種対策との連動を図りながら、様々な緊急経済対策を打ち出し、その取り組みを進めてきました。

令和3年度に入り、変異株の拡がりによる第4波を迎えた中、当市は5月16日から6月20日にかけて、まん延防止等重点措置区域に指定され、感染拡大の防止とともに、影響を受けている事業者の支援など経済対策を講じたところです。

現在、デルタ株の拡がりによる全国的な感染の急拡大など、感染の収束に向けては不透明な状況が続き、経済回復への足踏み状態が続くことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、新型コロナワクチンの接種など感染防止対策を引き続き進めるとともに、ポストコロナ社会を見据えながら、市内経済を活性化させ、事業者の経営継続を支援するため、次のとおり経済対策を実施します。

### 1. 基本的な考え方

コロナ禍を踏まえた飛騨高山の持続可能なまちづくりに向けた、ウィズコロナ社会における「適応戦略」の着実な推進、ポストコロナ社会を前提とした中・長期的な視点による「成長戦略」の展開を基本的な考え方とし、現下の状況に応じた必要な対策を講じる。 資料①

### 2. 取組内容

#### (1) 適応戦略

##### 感染の防止

①新型コロナウイルスワクチン接種の促進 資料② **3億2,000万円**

##### 生活の維持

①新型コロナウイルス感染症対策の市民・事業者への広報・啓発

**250万円**

②事業者における継続雇用の支援 資料③

**3,000万円**

## 経済の回復

- ①産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援 資料④ 1億円
- ②各種住宅関係補助制度の増額 資料⑤ 3億6,400万円
- ③新型コロナウイルス対策利子補給金、保証料補給金 資料⑥ 1億円
- ④岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 資料⑦ 9,000万円

## (2) 成長戦略

### 力強い経済の発展

- ①中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援 資料⑧ 5,000万円
- ②体験プログラムの利用促進 資料⑨ 4,000万円

### 活力ある地域の創出

- ①子ども子育て世帯の社会的孤立への緊急支援 資料⑩ 125万円

## 3. 予算規模

総額 10億9,775万円

問 合 先		
担当部	企画部	財務部
部長	田谷 孝幸	上田 和史
課名	企画課	財政課
課長	清水 洋一	平塚 久則
連絡先	電話（直通 0577-35-3131） （内線 2431）	電話（直通 0577-35-3132） （内線 2435）

# コロナ禍を踏まえた飛騨高山の持続可能なまちづくり

資料①



ウィズコロナ社会における  
適応戦略の着実な推進

## A. 感染の防止

### (1) 感染症対策の推進

新型コロナウイルスワクチン接種の促進 (6月補正、9月補正)

ワクチン接種にかかる集団接種会場への移動支援 (5月補正)

### (2) 地域医療の確保

## B. 生活の維持

### (1) 市民生活の安定

新型コロナウイルス感染症対策の市民・事業者への広報・啓発 (9月補正)

生活困窮世帯自立支援金 (6月30日専決補正)

子育て世帯生活支援特別給付金 (5月28日専決補正)

ひとり親世帯生活支援特別給付金 (4月9日専決補正)

### (2) 雇用の確保

事業者における継続雇用の支援 (5月補正、9月補正)

臨時職員の緊急雇用 (5月補正)

## C. 経済の回復

### (1) 地域経済の回復

産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援 (9月補正)

各種住宅関係補助制度の増額 (9月補正)

教育旅行誘致の促進 (5月補正)

公共交通の利用促進 (5月補正)

### (2) 事業の継続

新型コロナウイルス対策利子、保証料補給金 (9月補正)

岐阜県新型コロナウイルス感染防止対策協力金 (9月補正)

事業継続応援給付金支援制度の創設 (6月補正)

## 『成長戦略』

ポストコロナ社会を前提とした  
中・長期的な視点による成長戦略の展開

## 1. 力強い経済の発展

### (1) 地域経済の発展

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援 (5月補正、9月補正)

体験プログラムの利用促進 (9月補正)

教育旅行誘致の支援 (再掲)

### (2) 産業の革新

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援 (再掲)

## 2. 豊かな暮らしの実現

### (1) QOLの向上

### (2) 社会基盤の充実

## 3. 活力ある地域の創出

### (1) パートナーシップの強化

子ども子育て世帯の社会的孤立への緊急支援 (9月補正)

### (2) 関係人口等の獲得

体験プログラムの利用促進 (再掲)

## 4. DXの推進 (デジタル・トランスフォーメーション)

### (1) 市民サービスの向上

### (2) 効率・生産性の向上

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援 (再掲)



令和3年8月25日

## 新型コロナウイルスワクチン接種の促進について

市では、新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する12歳から64歳までの市民に対し、接種を確実に進めるため接種体制の充実を図ります。

### 1 概要

(1) 個別接種の促進 【2億2,800万円】

通常診療時間内及び時間外・休日における接種の促進

(2) 集団接種の促進 【9,200万円】

集団接種会場及びコールセンターの運営、会場への移動支援

### 2 事業費

3億2,000万円

(参考) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費

令和2年度2月 補正分(繰越) 4億6,000万円

令和3年度5月 補正分 2,200万円

6月 補正分 3億8,000万円

9月 今回補正分 3億2,000万円

計 11億8,200万円

問 合 先	
担当課	市民保健部 健康推進課
課長	大川 誠
係名	健康政策係
係長	黒谷 渉
連絡先	電話(直通 0577-35-3160) (内線 2804)



令和3年8月25日

## 事業者における継続雇用の支援について

市では、新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、「高山市雇用調整支援事業補助金」を延長して実施することにより、**事業活動の縮小を余儀なくされている事業者を支援するとともに、休業手当等の支払い率の向上を支援**し、雇用調整助成金等の助成率に起因する労働者の所得減少の抑制を図ります。

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、事業活動の縮小を余儀なくされている事業主が雇用者に対して一時的に休業等の措置を行った場合、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等において、12月まで特例措置を実施する政府方針が示されています。(参考資料)

今回の政府方針を踏まえ、事業者負担への助成を12月まで延長するとともに、10月以降の休業分について、原則、事業者が国の特例措置により雇用調整助成金等を活用して行う場合において、労働者の賃金相当額または国の上限額のいずれか低い方と国の助成金額の差額を上限とするよう一部支援内容を見直します。

ただし、緊急事態措置、まん延防止等重点措置による市民や観光客の外出や移動の自粛により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主(国の「地域特例」※1)および新型コロナウイルス感染症の影響により、前年または前々年と比較して売上等が30%以上減少している事業主(国の「業況特例」※2)が、国の特例措置により雇用調整助成金等を活用して行う場合においては、労働者の賃金相当額と国の助成金額の差額(事業者負担分)を全額補助します。

なお、休業支援金等の支給を受けた労働者についても同様とします。

10月以降 事業所(中小企業)の平均賃金が15,000円/日の場合

「原則的な措置」の場合		13,500円	15,000円
国助成 4/5 12,000円	市助成 1,500円	事業者負担 1,500円	

「地域特例」、「業況特例」の場合		15,000円	
国助成 4/5 12,000円	市助成 3,000円		

※12月以降の支援内容は、国の雇用調整助成金等の取扱いを踏まえて決定する予定です。

### 2 事業費

3,000万円

## 参考資料

### 雇用調整助成金等の特例措置にかかる政府方針【国】

#### ・雇用調整助成金等（中小企業の場合）

		4月末まで	5月～12月
原則的な措置	助成率	4/5 (10/10)	4/5 (9/10)
	日額上限額	15,000 円	13,500 円
地域特例※1	助成率	—	4/5 (10/10)
	日額上限額	—	15,000 円
業況特例※2	助成率	—	4/5 (10/10)
	日額上限額	—	15,000 円

※かっこ書きの助成率は解雇等を行わない場合

#### 地域特例※1

緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

#### 業況特例※2

生産指標が最近3か月の月平均で前年または前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

#### ・休業支援金等（中小企業の場合）

		4月末まで	5月～12月
原則的な措置	助成率	8割	8割
	日額上限額	11,000 円	9,900 円
地域特例※1	助成率	—	8割
	日額上限額	—	11,000 円

※12月以降の雇用調整助成金等の取扱いについて、国は雇用情勢を見極めながら段階的に助成内容の縮減を検討しているため、助成率及び日額上限額が変更になる場合があります。

問 合 先	
担当課	商工労働部 雇用・産業創出課
課長	太江 敦
係名	雇用・産業創出係
係長	柚村 守一 担当 松場 実千雄
連絡先	電話（直通 0577-35-3182） （内線 2796）



令和3年8月25日

## 産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援（第3弾）について

市では、新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、「高山市産業団体等消費活性化策支援事業補助金」の制度内容を見直し、**市内事業者を中心に構成する産業団体等が実施する、市内消費の活性化を図るための事業及びコロナ禍における環境変化への対応強化を図るための事業を支援**します。

### 1 概要

市では、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている市内事業者を中心に構成する産業団体等が実施する、市内消費活性化のための事業に対し、これまで継続的に支援を行ってきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて未だ不透明な状況が続いており、特に国内観光客が減少する冬期においては、観光関連事業者を中心に資金確保が一層困難となることが見込まれます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、急速な環境変化に対応できる柔軟な経営体制の構築、デジタル技術等を活用した新たな取り組みの促進により、市内産業の持続的発展を図っていく必要があります。

こうしたことを受け、今回、「高山市産業団体等消費活性化策支援事業補助金」（第3弾）を実施します。

#### (1) 補助対象事業

##### ①市内消費の活性化を図るための事業

（プレミアム付き商品券やポイント還元、割引などの事業に要する経費）

※ただし、新型コロナウイルスのまん延状況及び国・県等の対策方針等を踏まえ、県外からの集客や感染拡大に繋がる恐れのある事業については、補助対象外となる場合があります。

##### ②コロナ禍における事業者の環境変化への対応強化を図るための事業【新規】

（新商品・サービスの共同開発や新市場開拓、事業活動の効率化や人材育成などの事業に要する経費）

#### (2) 補助限度額

1団体につき500万円

#### (3) 補助率

補助対象経費の2/3以内

#### (4) 補助対象者

市内事業者を中心に構成する組合や協会などの市内産業団体等

(5) 申請手続き

市内産業団体等が12月末までに事前に申請書及び事業計画書を市へ提出

**2 実施期間**

令和3年10月1日～令和4年3月31日

**3 事業費**

1億円

※予算に達した時点で終了します。

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井 孝弘 担当 奥原 正和
連絡先	電話 (直通 0577-35-3144) (内線 2213)





令和3年8月25日

## 各種住宅関係補助制度の増額について

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住宅の建築や改修に対する補助制度について、補助率、限度額を拡充し、地域の住宅建築等の需要を喚起しています。

現在、大変多くの方に制度を活用していただき、当初の予定を上回る状況となったため、今回、**各種住宅関係補助金を増額**します。

### 1 対象事業

- (1) 飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金 【 400万円】
- (2) 匠の家づくり支援事業補助金 【 3,500万円】
- (3) 高齢者住宅バリアフリー改修費補助金、高齢者住宅改造費補助金  
【2億9,000万円】
- (4) 子育て住環境整備事業補助金 【 3,500万円】

### 2 事業費

3億6,400万円

問 合 先				
担当課	(1)	(2)	(3)	(4)
	ブランド戦略課	林務課	高年介護課	子育て支援課
課長	池上 麗子	中島 照雅	深澤 裕美	浅野 嘉文
係名	ブランド戦略係	林業振興係	介護支援係	子ども家庭相談係
係長	上田 伸也	中澤 宏介	谷村 洋子	谷口 友和
連絡先	直通 0577-35-3001 内線 2278	直通 0577-35-3143 内線 2235	直通 0577-35-3178 内線 2956	直通 0577-35-3179 内線 2912



令和3年8月25日

## 新型コロナウイルス対策利子補給金、保証料補給金について

市では、新型コロナウイルス感染症による市内事業者の資金繰りの円滑化を図るため、国・県・市内金融機関及び市の特別融資制度に対する**利子・保証料補給制度の対象期間を半年間延長**します。

### 1 概要

市では、これまでも新型コロナウイルス感染症の影響により業況等が悪化している市内事業者に対して、国、県、市内金融機関における特別融資制度と連動した利子および保証料を補給する制度を実施し、市内事業者の資金繰りの円滑化を図っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて未だ不透明な状況が続いており、今後も厳しい状況が続くことが見込まれます。

こうしたことを受け、本年9月30日までとしていた国・県・市内金融機関及び市の特別融資制度に対する利子補給（3年間全額）、保証料補給（全額）制度の対象期間を令和4年3月31日まで延長し、市内事業者の事業継続を図ります。

- (1) 対象となる融資制度、内容、取扱期間など  
別紙のとおり

### 2 事業費

1億円

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井 孝弘 担当 鈴木 美宣
連絡先	電話（直通 0577-35-3144） （内線 2213）

令和3年度 新型コロナ関連融資制度一覧

【融資実行分】

令和3年8月25日現在

	融資制度	融資内容	取扱期間	市の支援制度 (R4.3.31までの 融資実行分)	国・県の支援	問合せ先
国	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激 変特別貸付(国民生活事業) 要件: ①旅館業、飲食店及び喫茶店営業・ 売上が前年同月比10%減	限度額 1,000万円(飲食店及び喫茶店営業) 3,000万円(旅館業) 年利 1.86% 保証料 不要 返済期間 7年(据置2年)以内	R2.2.21~	・利子 3年間全額補給		日本政策金融公庫 岐阜支店 国民生活事業 058-263-2137
	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 要件: ①売上が前年同月比5%減	限度額 6億円(中小企業事業) 8,000万円(国民生活事業) 年利 1.11%(中小企業事業) 1.26%(国民生活事業) 保証料 不要 返済期間 運転資金15年(据置5年)以内 設備資金20年(据置5年)以内	R2.3.17~		・当初3年間金利引き下げ ・利子 3年間全額補給(売上 減少等の条件あり)	高山商工会議所 32-0380 高山北商工会 72-4130 高山西商工会 53-3112 高山南商工会 52-3460
	日本政策金融公庫 マル経融資(小規模事業者経営改善資金)の特 別枠 要件: ①売上が前年同月比5%減	限度額 1,000万円 年利 1.21% 保証料 不要 返済期間 運転資金7年(据置3年)以内 設備資金10年(据置4年)以内	R2.3.17~	・利子 3年間全額補給 (国において対象外の場合の み)	・当初3年間金利引き下げ ・利子 3年間全額補給(売上 減少等の条件あり)	
	商工中金 危機対応融資 要件: ①売上が前年同月比5%減	限度額 3億円 年利 1.11% 保証料 不要 返済期間 運転資金15年(据置5年)以内 設備資金20年(据置5年)以内	R2.3.19~		・当初3年間金利引き下げ ・利子 3年間全額補給(売上 減少等の条件あり)	商工中金 高山営業所 32-3353
県	岐阜県 経済変動対策資金 要件: ①岐阜県中小企業振興支援資金融資 制度要領に規定されている融資対象 者要件(カ)に該当する市内事業者 ②セーフティネット保証4号	限度額 1億円 年利 1.4% 保証料 0.25%~0.9% (一部負担後) 返済期間 運転資金10年(据置2年)以内 設備資金10年(据置2年)以内	①R2.2.7~ ②R2.3.2~R3.12.30 (セーフティネット4号認定利 用時の実行期限)	・利子 3年間全額補給 ・保証料 全額補給	・保証料一部負担	
	岐阜県 危機関連対応資金 要件: ①危機関連保証	限度額 1億円 年利 1.0% 保証料 0.60% (一部負担後) 返済期間 運転資金7年(据置1年)以内 設備資金10年(据置1年)以内	R2.3.13~R3.12.30 (危機関連保証認定利用時 の実行期限)	・利子 3年間全額補給 ・保証料 全額補給	・保証料一部負担	
	岐阜県 県返済ゆとり資金 要件: ①セーフティネット保証4号 ②セーフティネット保証5号	限度額 8,000万円 年利 金融機関所定利率 保証料 0.35%~1.50% (一部負担後) 返済期間 10年(据置2年)以内	①R2.4.1~R3.12.30 (セーフティネット4号認定利 用時の実行期限) ②通年取扱	・利子 3年間全額補給 ・保証料 全額補給	・保証料一部負担	市内金融機関
	岐阜県 新型コロナ経営改善資金 (伴走支援型特別保証・全国統一制度) 要件: ①セーフティネット保証4号 ②セーフティネット保証5号(売上15%以上減に限 る) ③危機関連保証	限度額 4,000万円 年利 1.4% 保証料 0.85% 返済期間 10年(据置5年)以内	R3.4.1~R4.3.31	・利子 3年間全額補給	・保証料全額補給	十六銀行 大垣共立銀行 北陸銀行 富山第一銀行 高山信用金庫 飛騨信用組合 飛騨農業協同組合 八幡信用金庫
市	高山市 経営安定特別資金融資 要件: ①セーフティネット保証4号 ②危機関連保証	融資限度額 2,000万円 年利 1.4% 保証料 0.80%~0.90% 返済期間 10年(据置1年)以内	①R2.3.2~R3.12.30 (セーフティネット4号認定利 用時の実行期限) ②R2.3.13~R3.12.30 (危機関連保証認定利用時 の実行期限)	【新規融資時】 ・利子 3年間全額補給 ・保証料 全額補給 【条件変更時】 ・追加が必要となる保証料全 額補給		
	高山市 小口融資制度 要件: ①従業員が20名以下の法人及び個人	融資限度額 2,000万円 年利 0.8%または1.1% 保証料 0.45%~2.20% 返済期間 10年(据置1年)以内	通年取扱	【新規融資時】 ※既存制度(通年取扱) ・利子 1年間全額補給 ・保証料 1/2補給 【条件変更時】 ・追加が必要となる保証料全 額補給		
	高山市 高山市創業支援資金融資制度 要件: ①市内で新規開業して1年未満の者 など	融資限度額 2,000万円 年利 1.9%または1.6% 保証料 0.35%~1.90% 返済期間 10年(据置1年)以内	通年取扱	【新規融資時】 ※既存制度(通年取扱) ・利子 3年間全額補給 ・保証料 全額補給 【条件変更時】 ・追加が必要となる保証料全 額補給		
その他	市内金融機関 要件: ①新型コロナウイルス感染症 及び暖冬にかかる特別融資	融資額 } 金融機関の定めによる 年利 } 保証料 } 返済期間 }	金融機関が定める 取扱期間	・利子 3年間全額補給 ・保証料 全額補給 (保証料の有無は融資対象先 の経営状況等による)		

【新型コロナウイルス感染症関連融資に係る条件変更時保証料支援】

	融資制度	融資内容	取扱期間	市の支援制度 (R4.3.31までの 融資実行分)	国・県の支援	問い合わせ先
	岐阜県 ・経済変動対策資金 ・新型コロナウイルス感染症対策資金 ・危機関連対応資金 ・県返済ゆとり資金 ・新型コロナウイルス感染症対応資金 ・県新型コロナ経営改善資金 ・市内金融機関の特別融資 上記の融資を、令和2年1月28日以降に実行し ており、市の利子補給対象となっている場合。 (対応資金は無条件)	条件変更時に必要な保証料を全額補助	R3.4.1~R4.3.31	・条件変更時に必要な保証料 全額補給		市内金融機関 十六銀行 大垣共立銀行 北陸銀行 富山第一銀行 高山信用金庫 飛騨信用組合 飛騨農業協同組合 八幡信用金庫



令和3年8月25日

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

高山市が令和3年5月16日から6月20日のまん延防止等重点措置区域の指定されたことに伴い、営業時間の短縮に協力いただいた飲食店等に対し、県が実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業における市負担分を県に支払う。

### 1 概要

- (1) 期 間 令和3年5月16日～6月20日（第5弾）
- (2) 対象店舗数 約800店
- (3) 協 力 金 25,000円～最大200,000円（1日あたり）
- (4) 市負担率 100分の5

### 2 事業費

9,000万円

問 合 先	
担当課	市民保健部 健康推進課
課長	大川 誠
係名	健康政策係
係長	黒谷 涉
連絡先	電話（直通 0577-35-3160） （内線 2804）



令和3年8月25日

## 中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援について

市では、ポストコロナ社会を前提とした中・長期的な視点による成長戦略の一環として、力強い経済の発展に資することを目的に、**市内事業者が行う新事業の創出や高付加価値化などの取り組みを支援**していますが、当初の見込みを上回る状況となったため補助金を増額します。

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

市内事業者が新事業の創出や高付加価値化などの取り組みに向け、国及び県の補助金を活用する場合、事業者の自己負担額の一部を助成する。

<取り組み例> 非接触型サービスの展開、デジタル化への移行、消費・サービスの高付加価値化など

#### (2) 対象となる補助制度

区 分	国・県	事業者	市	
	補助率	自己負担率	補助率	補助上限
【国】ものづくり・商業・サービス生産性向上 小規模事業者持続化 サービス等生産性向上 IT 導入支援 事業再構築	1/3～3/4	1/8～1/3	1/8～1/3 以内	16.6万円 ～250万円
【県】アフターコロナ・チャレンジ事業者応援 アフターコロナ対応新商品開発支援	2/3	1/6	1/6 以内	37.5万円 ～250万円

### 2 事業費

5,000万円

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井 孝弘 担当 鈴木 美宣
連絡先	電話 (直通 0577-35-3144) (内線 2213)



令和3年8月25日

## 体験プログラムの利用促進について

市では、アフターコロナを見据えた成長戦略の取り組みとして、市内に宿泊する観光客の方に体験プログラムを利用してもらえよう、体験商品券を配布します。

- 体験プログラムの新たな造成や利用促進による滞在型観光の強化
- 体験プログラム利用者によるSNS等での情報発信を促し、国内外に向けた飛騨高山の発信強化
- 観光客が落ち込む冬期の市内宿泊及び市内消費の喚起

### 1 概要

#### (1) 対象者

本事業に登録された市内宿泊施設に宿泊する観光客

#### (2) 体験商品券の額面

一人当たり3,000円分（外国人観光客には6,000円分）

※ただし、新型コロナウイルスのまん延状況及び国・県等の対策方針等を踏まえ、県外からの集客や感染拡大に繋がる恐れのある事業については、補助対象外となる場合があります。

#### (3) 体験プログラムを提供する事業者

本事業に登録された市内事業者（市内に事業所等を有する）

#### (4) 体験プログラムの商品券を配布する宿泊施設

本事業に登録された市内の宿泊施設

※（3）、（4）の登録は、それぞれ10月中旬から募集予定

#### (5) 利用期間（予定）

令和3年12月1日～令和4年3月13日

### 2 事業費

4,000万円

（一社）飛騨・高山観光コンベンション協会が市の補助金を受けて実施予定

※予算に達した時点で終了します。

問 合 先		
担当課	飛騨高山プロモーション戦略部	
	観光課	海外戦略課
課長	清水 浩一	永田 友和
係名	誘客戦略係	海外戦略係
係長	田中 一樹 担当 新井 翔太	森 由貴 担当 三木 愛可
連絡先	電話 0577-35-3145（内線 2217）	電話 0577-35-3346（内線 2417）



令和3年8月25日

## 子ども子育て世帯の社会的孤立への緊急支援について

市では、コロナ禍における子ども子育て世帯の孤独感や孤立感の軽減を図るため、子育て支援員などによる家庭訪問・子どもの預かり（託児）の実施、SNSを活用した気軽に相談できるサービスの提供などを、民間団体等に委託して実施します。

### 1 事業内容

- ①小学6年生までの子育て世帯を対象に、保育士・助産師・子育て支援員などによる家庭訪問、子どもの預かり（託児）、学習支援などの実施
- ②ブログやチャットなどのSNSを活用し、子育て世帯が窓口へ出向かなくても気軽に相談できるサービスの提供や情報発信
- ③必要に応じて専門機関による支援へつなぐサービス連携

### 2 実施期間

令和3年10月中旬～令和4年3月31日

### 3 事業費

125万円

内閣府「地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）」を活用

問 合 先	
担当課	福祉部 子育て支援課 子ども発達支援センター
課長	浅野 嘉文
センター長	中川 直子
係名	子ども家庭相談係
係長	谷口 友和
連絡先	電話（直通 0577-35-3179） （内線 2912）